

---

## 普段の業務をご紹介します！！ Part 2

---



消防署で勤務している消防士は出場や訓練以外に普段どのような業務をしているのか。

今回は、消防士としてとても大切な業務の第2弾をご紹介します！！

その業務は、

『自衛消防訓練・自主防災訓練等の防火指導』です！！



『自衛消防訓練』とは、火災発生時に消防隊が現場到着するまで、事業所の従業員等が実施すべき通報、消火、避難活動を訓練として実施するものです！！



防火管理が必要な事業所等は消防法により消火訓練及び避難訓練の実施が義務となっています！！

これらの訓練を実施する場合、消防機関へ事前連絡をお願い致します。



「自主防災訓練」とは、自治会で災害時に必要な防災の知識や消火器の取扱い等の設備や備蓄を活用する訓練を実施するものです！！

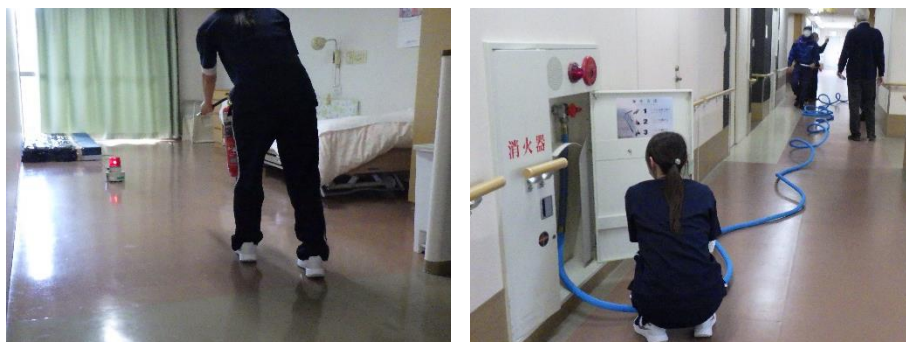


自衛消防訓練や自主防災訓練の指導を希望する際は、各事業所や自治会で訓練の日程や内容を調整し、所轄の消防署へ連絡後、来署していただきます。

内容を確認後、訓練当日に消防隊が立ち合い、通報、初期消火や避難状況などを確認し、訓練終了後に講評を行った後、消火器の取扱いなどの指導を行います！！



【自衛消防訓練で出火を想定した訓練の様子】



【消火器取扱いを指導している様子】



万一火災が発生しても、普段から自衛消防訓練や自主防災訓練を実施することで慌てずに落ち着いて適切な行動をとることができます！！

その、訓練内容、従業員や地域住民の方々の行動や消防用設備の取扱い等を消防職員が立ち合い確認し、より良い訓練になるよう適切に指導を行い、有事の際に少しでも被害を抑えられるようにしています！！